

〔研究ノート〕

中国のことばと文化・社会（四）

《弟子規》の漢字啓蒙教育と儒教文化の伝承

文 楚雄*

目次

序

第1部 中国文化の伝承と漢字

第1章 漢字の成立と文化の伝承

(以上, 39巻2号)

第2章 漢字啓蒙教育と文化の伝承

第1節 漢字啓蒙教育による中国文化の伝承

第2節 《三字経》の漢字啓蒙教育と文化の伝承

(以上, 39巻3号)

第3節 《千字文》の漢字啓蒙教育と儒教文化の伝承

(以上, 39巻4号)

第4節 《弟子規》の漢字啓蒙教育と儒教文化の伝承

(以下, 本号)

1. はじめに

2. 《弟子規》における「親孝行」の精神

3. 《弟子規》における「兄弟愛」の精神

4. 《弟子規》における「謹む」の精神

5. 《弟子規》における「信義」の精神

6. 《弟子規》における「寛容」の精神

7. 《弟子規》における「仁者」の精神

8. 《弟子規》における「学問研鑽」の精神

9. 《弟子規》のまとめ

第4節《弟子規》の漢字啓蒙教育と儒教文化の伝承

1. はじめに

中国の漢字啓蒙教材として有名なものは《三字経》や《千字文》のほか《弟子規》がある。《弟子規》も《三字経》や《千字文》と同様に子供たちに漢字を教える啓蒙教材である。子供たちに漢字を教えると同時に、児童たちが身につけるべき儒教規範の最も基本的なしつけや礼儀作法や道徳などを一緒に教える。漢字啓蒙教育を行いながら、儒教文化の植え付けを行う。《三字経》や《千字文》に比べれば、《弟子規》の方がより多くより細かく儒教規範が盛り込まれている。《弟子規》は、歴史や自然科学など広範囲の内容が盛り込まれている《三字経》や《千字文》と対照的に、日常生活における身の回りの儒教規範ばかりが盛り込まれている。これが《弟子規》の特徴である。それ故に《弟子規》と名づけているのである。本節ではこの《弟子規》に書かれてある儒教規範を詳細に分析し、子供たちにどのような基本規範を教えているのかを考察する。

《弟子規》は清王朝康熙帝(在位1662 - 1722)の時代に成立したと伝えられている。清王朝の秀才李毓秀¹が宋時代朱熹(1130 - 1200)の《童蒙須知》を改編して編纂したものだと言わ

* 立命館大学産業社会学部教授

れている。宋の朱熹は教育にとっても熱心な儒教の大家である。彼は伝統的な儒学の理論を整理し、独自の学問体系「理学」を作り、上下関係の秩序など儒学の基本的な思想を唱え、この儒学の基本的な思想を子供たちに伝承させるため、児童の教育から行うべきだと考え、児童教育用の《小学》や《童蒙須知》²⁾のテキストを作った。朱熹は率先して教育に従事し、40年間も教育に携っていた³⁾。朱熹の《小学》や《童蒙須知》は長い間児童の啓蒙教材として使われていた。清王朝康熙帝の時代に下ると、朱熹の《童蒙須知》が李毓秀によってさらに整理改編され、分かりやすいことばで《訓蒙文》に作り直し、後に賈有仁が《訓蒙文》を改定し、《弟子規》と名づけたのである。

《弟子規》は《三字経》や《千字文》と同様に啓蒙教材として広く使われていた。《弟子規》は《三字経》の構造を踏襲して、三文字で一小句を構成し、六文字で一大句を構成している。全書は180大句で1080字となっている。僅か1080字で児童たちが身につけるべき儒教規範としての最も基本的なしつけや礼儀作法や道德などの内容が盛り込まれている。ことばが分かりやすく、音韻も踏み、構造が簡単となっている。全書は「序」、「孝」、「悌」、「謹」、「信」、「愛」、「仁」、「学」の八章段から構成されている。「序」は4大句24字で全書の構成や要点をまとめている。この「序」の4大句は《論語・学而》編の「子曰：弟子入則孝，出則悌，謹而信，汎愛眾，而親仁，行有餘力，則以学文。」（子の曰く：弟子，入りてはすなわち孝，出でてはすなわち悌，謹しみて信あり，汎く衆を愛して仁に親しみ，行いて余力あれば，すなわち以て文を学ぶ。）⁴⁾の引用から構成されている。「孝」の章は28大句で168字、「悌」の章は22大

句で132字、「謹」の章は34大句で204字、「信」の章は30大句で180字、「愛」の章は26大句で156字、「仁」の章は12大句で72字、「学」の章は24大句で144字となっている。

2. 《弟子規》における「親孝行」の精神

《弟子規》原文の第一章では親孝行について詳細に述べている。

(1) 親の命令や教えを遵守するよう教育している。

1. 父母呼，應勿緩，父母命，行勿懶。

(父母が呼べば、遅れがないように直ちに応答しなければならない。父母が命じれば、怠けないようにすぐに行動をしなければならない。)

2. 父母教，須敬聽，父母責，須順承。

(父母の教えをしっかりと聞き入れ、父母の叱りを謙虚に受け入れなければならない。)

(2) 親を喜ばせるような世話などをしなければならないと教育している。

3. 冬則温，夏則清，晨則省，昏則定。

(親に対して冬は暖かくなるように、夏は涼しくなるように世話をしなければならない。朝には親に挨拶し、夜には親がよく眠れるようにしなければならない。)

4. 親所好，力為具，親所惡，謹為去。

(親が好むものを努力して準備し、親が嫌うものを静かに除去しなければならない。)

(3) 自分の行動が親に心配をかけないようにしなければならないと教育している。

5. 出必告，反必面，居有常，業無變。

(出かけるときには親に声を掛け、帰るときには挨拶をしなければならない。居場所は常にはっきりし、職業は常に安定しなければならない。)

6. 事雖小, 勿擅為, 苟擅為, 子道虧。

(小さな事であっても勝手にやってはいけない。勝手にやれば, 子供としての礼儀に違反することとなる。)

7. 物雖小, 勿私藏, 苟私藏, 親心傷。

(どんな小さな物であっても, 隠してはいけない。隠していれば親の心が傷つく。)

(4), 自分の体や徳性を良くするのも親孝行であると教育している。

8. 身有傷, 貽親憂, 徳有傷, 貽親羞。

(体を傷つければ親に心配を掛けることとなる。徳性に汚点があれば親に恥をかかせることとなる。)

9. 親愛我, 孝何難, 親憎我, 孝方賢。

(自分が親に可愛がられている場合には親孝行は難しくないが, 自分が親に恨まれているときでも親孝行をすることこそ真の親孝行である。)

(5), 親の誤りを諫めるのも親孝行だと教育している。

10. 親有過, 諫使更, 怡吾色, 柔吾聲。

(親に誤りがあれば, 諫めなければならない。諫める時には態度を優しく, 声を柔らかくしなければならない。)

11. 諫不入, 悅復諫, 號泣隨, 撻無怨。

(諫めても受け入れてくれないときには, 親の機嫌が良くなるのを待つて再度諫めなければならない。再度やっても受け入れてくれない場合には, 泣いてでも諫めなければならない。諫めに怒られて鞭打ちされても恨まないようにしなければならない。)

(6), 親の看病や服喪をしなければならないと教育している。

12. 親有疾, 藥先嘗, 晝夜待, 不離床。

(親が病気しているときには, 子供は, 煎じ

た薬液の加減を先に嘗めなければならない。昼夜に病床を離れないように看病しなければならない。)

13. 喪三年, 常悲咽, 居處變, 酒肉絶。

(親が亡くなったら三年間喪に服し, 常に悲しい思いをしなければならない。夫婦が別居し, 酒や肉を絶たなければならない。)

14. 喪盡禮, 祭盡誠, 事死者, 如事生。

(服喪は礼儀作法通りに, 祭礼は誠心誠意にやらなければならない。亡くなった親に対して生きている親のように孝行を尽くさなければならない。)

3. 《弟子規》における「兄弟愛」の精神

《弟子規》原文の第二章では兄弟愛や年長者尊敬などの礼儀作法について詳細に述べている。

(1), 兄弟が互いに愛し合わなければならないと教育している。

15. 兄道友, 弟道恭, 兄弟睦, 孝在中。

(兄は弟や妹を愛し, 弟や妹は兄を尊敬しなければならない。兄弟姉妹が睦まじくなることは親孝行でもある。)

16. 財物輕, 怨何生, 言語忍, 忿自泯。

(兄弟姉妹は互いに財物を軽んずれば, 恨みは生まれないものだ。言葉を丁寧に使えば怒りは自然に消えるものだ。)

(2), 年長者に尊敬の念を抱き, 謙虚な態度で付き合わなければならないと教育している。

17. 或飲食, 或坐走, 長者先, 幼者後。

(食事の時や歩くときには年長者を先に, 年少者は後にしなければならない。)

18. 長呼人, 即代叫, 人不在, 己即到。

(年長者が人を呼びたいときには, その代わりに呼びに行かななければならない。呼ばれる人が不在の場合には, 年長者の用件を聞かな

ければならない。)

19. 稱尊長，勿呼名，對尊長，勿見能。

(年長者を呼ぶときには名前を呼んではいけない。年長者の前では威張ってはいけない。)

20. 路遇長，疾趨揖，長無言，退恭立。

(道で年長者に出会ったときには，早足で近づき，挨拶をしなければならぬ。年長者が黙るなら，退いて立ち止まらなければならぬ。)

21. 騎下馬，乘下車，過猶待，百歩餘。

(年長者の下馬や下車に出会ったときには，その場で立ち止まり，年長者が百歩歩いてからはじめて動き出すようにしなければならぬ。)

22. 長者立，幼勿坐，長者坐，命乃坐。

(年長者が立っているときには自分は座ってはいけない。年長者が座り，座るように命じられたら，はじめて座る。)

23. 尊長前，聲要低，低不聞，卻非宜。

(年長者の前では話の声を小さくしなければならぬ。小さすぎて聞こえないのもよくない。)

24. 進必趨，退必遲，問起對，視勿移。

(年長者に会うときには早足で近づかなければならぬ。退出のときにはゆっくり退出しなければならぬ。年長者の質問に立って答えなければならぬ。視線を横に向けてはいけない。)

25. 事諸父，如事父，事諸兄，如事兄。

(自分の父を尊敬するように，叔父にも尊敬の念を抱かなければならぬ。自分の兄を尊敬するように従兄弟にも尊敬の念を抱かなければならぬ。)

4.《弟子規》における「謹む」の精神

《弟子規》原文の第三章では子供たちに良い生活習慣や清潔な服装や良い振る舞いなどを身に付けるように教育している。

(1)，早起きの習慣を身に付けなければならぬと教育している。

26. 朝起早，夜眠遲，老易至，惜此時。

(朝早く起き，夜遅く寝る。老いが訪れるのが早いので，時間を大切にしなければならぬ。)

(2)，良い衛生習慣を身に付けなければならぬと教育している。

27. 晨必盥，兼漱口，便溺回，輒淨手。

(朝起床後に顔を洗い，歯を磨かなければならぬ。用を足した後に手を洗わなければならぬ。)

(3)，服装の着用をきちんとしなければならぬと教育している。

28. 冠必正，紐必結，襪與履，俱緊切。

(帽子を正しく被り，服のボタンをきちんと掛け，靴下や靴をきちんと履かなければならぬ。)

29. 置冠服，有定位，勿亂頓，致污穢。

(帽子や服を固定の場所に置かなければならぬ。散らかしたり汚したりしてはいけない。)

30. 衣貴潔，不貴華，上循分，下稱家。

(服には清潔さが大事で，華麗さは大事ではない。年長者に会うときには身分に合うような服を着用し，普段のときには家に合うような服を着用しなければならぬ。)

(4)，良い飲食の習慣を身に付けなければならぬと教育している。

31. 對飲食，勿揀擇，食適可，勿過則。

(食べ物には好き嫌いがあってはいけない。食事のときには過食をしてはいけない。)

32. 年方少，勿飲酒，飲酒醉，最為醜。

(年少の時にはお酒を飲んではいけない。酔っ払いになってはいけない。酔っ払いが大きな恥なのだ。)

(5), 良い振る舞いを身に付けなければならないと教育している。

33. 歩従容, 立端正, 揖深圓, 拜恭敬。

(歩くときには容姿よく, 立つときにはまっすぐに, 拱手の礼の時には腰を曲げ, 額づくときには丁寧によらなければならない。)

34. 勿踐闕, 勿跛倚, 勿箕踞, 勿搖髀。

(家に入るときには門の敷居を踏んではいけない。立つときには物に凭れてはいけない。座るときには足を開いたり揺り動かしたりしてはいけない。)

35. 緩揭簾, 勿有聲, 寬轉彎, 勿觸棧。

(部屋に入るときには音を立てないようにゆっくり暖簾を開けなければならない。曲がるときには角度を大きくし, 物にぶつからないように注意しなければならない。)

36. 執虚器, 如執盈, 入虚室, 如有人。

(空の容器を運びるときには中に物が入っているように注意深く運び, 空室に入るときには中に人がいるように静かに入らなければならない。)

37. 事勿忙, 忙多錯, 勿畏難, 勿輕略。

(仕事は慌ててはいけない。慌てれば誤りを犯かしやすいのだ。困難を恐れてはいけない。軽率に扱ってはいけない。)

38. 門闕場, 絶勿近, 邪僻事, 絶勿問。

(トラブルの場所には近づいてはいけない。邪悪なことには興味を持ってはいけない。)

39. 將入門, 問執存, 將上堂, 聲必揚。

(他人の家に行くときには声を掛けて知らせなければならない。母屋に入るときには知らせの声を大きくしなければならぬ。)

40. 人問誰, 對以名, 吾與我, 不分明。

(名前を聞かれるときには自分の名前をきちんと名乗って答えなければならない。「私だ」などのような不明瞭な返事は避けなければならない。)

(6), 他人の物を借用する時の礼儀を覚えなければならないと教育している。

41. 用人物, 須明求, 倘不問, 即為偷。

(他人の物を使うときには声を掛けてから使わなければならない。勝手に使うのは泥棒と同じなのだ。)

42. 借人物, 及時還, 人借物, 有勿慳。

(他人の物を借りたときには約束の時間内に返還しなければならない。物貸しを頼まれたときには持っていけば貸さなければならない。)

5. 《弟子規》における「信義」の精神

《弟子規》原文の第四章では信用の大切さや言葉の使い方などについて詳細に述べている。

(1), 約束の言葉は信用を持たなければならないと教育している。

43. 凡出言, 信為先, 詐與妄, 奚可焉。

(約束した言葉はまず信用を持たなければならない。騙したりでたらめを言ったりしてはいけない。)

44. 事非宜, 勿輕諾, 苟輕諾, 進退錯。

(不適當なことは軽々と承諾してはいけない。軽々と承諾したらやるのもやらないのも誤りになるのだ。)

(2), 不潔な言葉や粗っぽい言葉を言うてはいけないと教育している。

45. 刻薄語, 穢汚詞, 市井氣, 切戒之。

(毒舌の言葉や不潔な言葉は使ってはいけない。粗っぽい言葉は戒めなければならない。)

(3), 物事についての発言は慎重にしなければ

ならないと教育している。

46．見未真，勿輕言，知未的，勿輕傳。

（真実のことが分からなければ勝手に発言してはいけない。事実が確認されていなければ軽々と伝えてはいけない。）

47．説話多，不如少，惟其是，勿佞巧。

（言葉が多いよりも言葉が少ないほうが良い。言葉が適切であれば良いのだ。甘言を言うてはいけない。）

（4）、話の声や速度を適切にしなければならぬと教育している。

48．凡道字，重且舒，勿急疾，勿模糊。

（話をするときにははっきりした声で流暢に話さなければならない。速度が速すぎてはいけない。意味が曖昧になってはいけない。）

（5）、他人の長所を学び、悪口を言うてはいけぬと教育している。

49．彼説長，此説短，不關己，莫問管。

（他人の悪口を聞いたときには、自分と関係がなければ関わってはいけない。）

50．見人善，即思齊，縱去遠，以漸躋。

（他人の長所を見つけたときには、それを学ばなければならない。大きな差があっても努力して縮めていかなければならない。）

51．見人惡，即内省，有則改，無加警。

（他人の悪事を見つけたときには、自分の行動についても点検しなければならない。誤りがあればそれを改め、なければいっそう努力していかなければならない。）

52．唯徳學，唯才藝，不如人，當自礪。

（自分の徳性、学門、才能、技能が他人に及ばないときには、それを謙虚に受け止め、努力していかなければならない。）

53．若衣服，若飲食，不如人，勿生感。

（他人に比べて自分の服装や食事が劣るとき

には、悲しい気分を持つてはいけない。）

（6）、人の忠告を謙虚に受け入れなければならないと教育している。

54．聞過怒，聞譽樂，損友來，益友卻。

（短所を言われたら怒り、お世辞を言われたら喜ぶ。このようなことがあれば、益友が去り、悪友が来るのだ。）

55．聞譽恐，聞過欣，直諫士，漸相親。

（褒め言葉を聞いたなら恐れる。誤りの指摘をされたら喜ぶ。このようにすれば、正直で誠実な人々がたくさん集まってくるのだ。）

56．無心非，名為錯，有心非，名為惡。

（不注意で犯したミスは誤りと言い、故意に犯したものは悪と言うのである）

57．過能改，歸於無，倘掩飾，增一辜。

（誤りを改めていけば、誤りが無くなっていくのだ。誤りを隠せば、誤りの上に誤りを重ねることになるのだ。）

6．《弟子規》における「寛容」の精神

《弟子規》原文の第五章では人間の徳性や他人に対する寛容さなどについて論じている。

（1）、世の中のすべての人々を愛さなければならないと教育している。

58．凡是人，皆須愛，天同覆，地同載。

（世の中のすべての人々を愛さなければならない。同じ空の下にいるし、同じ大地に生活しているからなのだ。）

（2）、人間の徳性がとても大事であると教育している。

59．行高者，名自高，人所重，非貌高。

（人の行動が高尚であれば、その名声も高くなるのだ。人々が大事にしているのは、けっして容貌の美しさではないのだ。）

60．才大者，望自大，人所服，非言大。

(才学の優れたものはその名声も大きいのだ。人々の敬服しているものは決して大言壮語ではないからである。)

(3), 他人を大事にしなければならないと教育している。

61. 己有能, 勿自私, 人所能, 勿輕訾。

(自分の才能は私利私欲に使ってはいけない。他人に才能があれば,それを誇ってはいけない。)

62. 勿諂富, 勿驕貧, 勿厭故, 勿喜新。

(お金持ちに媚び諂ってはいけない。貧乏人に驕り高ぶってはいけない。旧友を捨てて新人を喜ぶことをしてはいけない。)

63. 人不閒, 勿事攪, 人不安, 勿話擾。

(人が忙しいときには邪魔してはいけない。人が不安の時には心配事を話してはいけない。)

64. 人有短, 切莫揭, 人有私, 切莫説。

(人の短所を暴いてはいけない。人のプライバシーを言ってはいけない。)

65. 道人善, 即是善, 人知之, 愈思勉。

(人の善行を褒めることは善行を行っているそのものだ。褒められていることを知れば,善行の人はいっそう努力するようになるのだ。)

66. 揚人惡, 即是惡, 疾之甚, 禍且作。

(人の短所を暴くことは悪事を働くことと同じなのだ。酷く憎まれて禍が来るのだ。)

67. 善相勸, 德皆建, 過不規, 道兩虧。

(人の長所を見つけたら褒めなければならない。自分の徳性の向上にも繋がるからだ。人の誤りを見つけたら指摘していかなければならない。しなかったら自分の損にもなるのだ。)

68. 凡取與, 貴分曉, 與宜多, 取宜少。

(物をあげたりもらったりするときにはその量をはっきり覚えなければならない。あげるのを多めにし, もらうのを少なめにしなければならない。)

69. 將加入, 先問己, 己不欲, 即速已。

(人に事を課するときには先ず自分に問うのだ。自分がやりたくなければ即時に止めるべきだ。)

(4), 他人に対して寛容な態度で付き合いなければならないと教育している。

70. 恩欲報, 怨欲忘, 報怨短, 報恩長。

(人の恩に報いなければならない。人の怨みを忘れなければならない。怨みを晴らす時間を短く 報恩の時間を長くしなければならない。)

71. 待婢僕, 身貴端, 雖貴端, 慈而寬。

(家の女中に対して品行方正な行動を取らなければならない。それと同時に慈しみの精神を持たなければならない。)

72. 勢服人, 心不然, 理服人, 方無言。

(権勢を振るって人を押えることを行うならば, 心の中は承服しないのだ。筋を通して説得することで初めて承服するのである。)

7.《弟子規》における「仁者」の精神

《弟子規》原文の第六章では仁者との付き合いの大切さについて論じている。

73. 同是人, 類不齊, 流俗眾, 仁者希。

(人間は階級や類別に分けられている。最も多いのは庶民であり, 仁者は稀である。)

74. 果仁者, 人多畏, 言不諱, 色不媚。

(真の仁者は人々に尊敬されている。憚らずにものを言い, 諂いもしないのである。)

75. 能親任, 無限好, 德日進, 過日少。

(仁者と付き合うことができるなら, このうえもない良いことである。品行も日に日に向上し 誤りも日に日に減少していくのである。)

76. 不親仁, 無限害, 小人進, 百事壞。

(仁者と付き合うことをしないならば, 百害が発生するのである。つまらない人が入り,

万事は駄目になってしまうのである。）

8.《弟子規》における「学問研鑽」の精神

《弟子規》原文の第七章では勉学の重要性や良い読書法などについて述べている。

(1), 勉学と実践が両方とも重要であることを教えている。

77. 不力行, 但學文, 長浮華, 成何人。

(仁義の実践を行わず、書物の知識だけを学ぶなら、うわべだけを重視するくせを持つようになり、役に立たない人間になってしまうのである。)

78. 但力行, 不學文, 任己見, 昧理真。

(仁義の実践だけを行い、経典などの知識を学ばなければ、道理の真偽が分からずに自分の浅い見解だけで物事を処理してしまうことになるのだ。)

79. 勿自暴, 勿自棄, 聖與賢, 可馴致。

(自暴自棄をしてはいけない。努力さえすれば聖人にも賢人にもなれるのだ。)

(2), 良い読書法などについて教育している。

80. 讀書法, 有三到, 心眼口, 信皆要。

(読書のときには頭、目、口を使わなければならない。この三つは本当に重要なポイントなのだ。)

81. 方讀此, 勿慕彼, 此未終, 彼勿起。

(読書には一冊目読み始めたばかりに二冊目に気移りをしてはいけない。一冊目を読み終わらなければ、二冊目を始めてはいけない。)

82. 寬為限, 緊用功, 工夫到, 滯塞通。

(時間の無駄を無くして勉強しなければならないのだ。と同時に学習の期間に余裕を持たなければならない。学習し続けていけば、知らないものは知ようになるのだ。)

83. 心有疑, 隨札記, 就人問, 求確義。

(分からないところがあれば、メモを取り、人に聞いたりして正確な意味を求めなければならない。)

84. 非聖書, 屏勿視, 蔽聰明, 壞心志。

(聖典でない書物を読んではいけない。悪い書物は知性を壊し、志を無くしてしまうのだ。)

(3), 書齋の日常管理について教育している。

85. 房室清, 牆壁淨, 几案潔, 筆硯正。

(書齋の窓や床を綺麗に掃除し、筆や硯を正しく並べ、勉強机をきちんと整理しなければならない。)

86. 墨磨偏, 心不端, 字不敬, 心先病。

(墨が歪んで磨られているなら、心の乱れの表れであり、字が歪んでいれば、心の病の表れである。)

87. 列典籍, 有定處, 讀看畢, 還原處。

(典籍の置き並べは固定の場所にしなければならない。読み終わったら元の場所に戻さなければならない。)

88. 雖有急, 卷束齊, 有缺壞, 就補之。

(急用があつた場合でも書籍をきちんと片付けなければならない。破損があるときにはそれを補修しなければならない。)

9.《弟子規》のまとめ

上述に分析したように《弟子規》は僅か1080字だけで児童たちの身に付けるべき儒教の基本的な思想や日常生活の礼儀作法などが記されている。最小限の漢字で儒教規範としての「孝」、「悌」、「謹」、「信」、「愛」、「仁」、「学」などの基本的な人間徳性を子供たちに教育するのである。基本的な漢字を教えながら、中国の文化や思想と一緒に教えるのが中国の啓蒙教育の特徴である。基礎的な漢字を選び、楽しく覚えやすく意味のある文を作り、漢字の啓蒙教育を行い

ながら、中国文化の植え付けも行う。これは中国の漢字啓蒙教育の伝統である。《弟子規》は漢字啓蒙教育兼儒教文化の教育においては実にすばらしいのである。儒教文化としての重要な礼儀作法などを僅か1080字の基礎漢字で表現したのである。

しかし、ご存知の通り中国では一時儒教思想や儒教文化は否定的に扱われていた。《弟子規》も一時世の中から姿を消していた。そのため、恐らく現在中国の若者の多くは《弟子規》についてほとんど知らないのではないかと思う。幸いに今日の中国では儒教文化を再検討している。《弟子規》も再評価され、再認識されるようになっている。

注

- 1) 李毓秀, 字は子潜, 号は采三, 山西省絳州の人, 康熙帝時代の生まれ, 享年83歳。《訓蒙

文》, 《四書正偽》, 《学庸發明》などの著書がある。

- 2) 《童蒙須知》, 宋朝の朱熹著。「衣服冠履」, 「語言步趨」, 「洒掃涓潔」, 「讀書写字」, 「雜細事宜」の五つの部分から構成されている。
- 3) 朱熹, 1130年 - 1200年, 字は元晦, 名は熹, 宋代の儒学者, 哲学者。19歳で科挙に合格し, のち皇帝の侍講となったが, 権臣に憎まれてわずか45日で辞職し, 以後70歳で辞官するまでほとんど名目的な奉祠の官にとどまった。陰陽二元論を儒教に持ち込み, 儒教の体系化を図った。所謂「新儒教」, 朱子学の創始者である。
- 4) 《論語》, 中国の思想書。二〇編。孔子没後, 門人による孔子の言行記録を, 儒家の一派が編集したもの。四書の一。処世の道理, 国家・社会的倫理に関する教訓, 政治論, 門人の孔子観など多方面にわたる。日本には応神天皇の時代に百濟(くだら)を経由して伝来したといわれる。「大辞林」による。